

明日 への 話題

加速化する 気候変動金融 のルール作り



前金融国際審議官

もりた ときお
森田 宗男

欧州は気候変動問題にやたら熱心だと傍観していたら、気候変動問題への取組を主要政策の柱の一つに据えた米国バイデン政権の誕生により、国際金融規制コミュニティの雰囲気は一変した。加えて、本年は、G7の議長国がCOP26を自国開催する英国、G20の議長国は同じく欧州のイタリアである。今や、あらゆる国際金融規制フォーラムでこの問題が議論されていると言っても過言ではない。

気候変動が金融の資産・負債にもたらすリスクには、風水害や海面上昇等による物理的リスクと、規制変更等によりもたらされる移行リスクがあり、政策当局としては、こうしたリスクを金融システム安定の観点から適切に管理するとともに、グリーンな社会への移行を促す投融资の流れを作っていく。このように議論の枠組は整理されてきたが、実務へ落とし込んでいく為には、データがない。データを得る為には、企業にもっと開示をして頂かないといけない、ということで、本年の前半は、気候関連企業開示の問題が議論の主戦場となった。

気候関連企業開示には、金融安定理事会の下に設置された民間主導の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を始め、いくつかの基準が乱立しており、これでは首尾一貫して比較可能なデータを得ることが出来ない。こうした背景に、国際財務報告基準を策定しているIFRS財団が手を挙げ、国際サステナビリティ基準審議会を立ち上げることになった。この問題は、G7財務大臣・中央銀行総裁会議でも、それぞれの国の微妙な思惑の違いも絡みながら熱い議論がなされ、6月のコミュニケでは、こうしたIFRS財団の作業プログラムを歓迎するとともに、当面足元では、TCFDの枠組に基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制の枠組に沿う形で向かうこととなった。IFRS財団は、11月のCOP26に合わせこの新たな審議会を立ち上げることを企図しているが、何年もの時をかけて基準を策定するといった雰囲気ではない。

また、国際的にも、議論の焦点は、早くもグリーン・タクソノミーやカーボン・プライシング、ESG格付のあり方などに移ってきている。

気候変動金融のルール作りの特徴は、様々なフォーラムの議論が錯綜しながらもその進み方が非常に速いということだ。国益や国民生活にも大きな影響を与え得るこの問題に対し、我が国でも、官民が一体となって、日本の考え方を早い段階から国際的に発信していくことが強く望まれる。